

# 中心市街地中核施設等、物産振興拠点施設及び観光交流拠点施設イルミネーション設置等業務 公募型プロポーザル 実施要領

## 1 目的

中心市街地中核施設等、物産振興拠点施設及び観光交流拠点施設イルミネーション設置等業務（以下「本業務」という。）は、中心市街地中核施設等（以下「中心市街地」という。）、物産振興拠点施設「道の駅」都城N i Q L L（以下「N i Q L L」という。）及び観光交流拠点施設（以下「関之尾公園」という。）活性化のため、来訪者の誘引を図るとともに、冬の賑わいの創出を図ることを目的とするものである。

## 2 業務の概要

- (1) 名称 中心市街地中核施設等、物産振興拠点施設及び観光交流拠点施設イルミネーション設置等業務
- (2) 場所及び内容 <別記1>中心市街地中核施設等、物産振興拠点施設及び観光交流拠点施設イルミネーション設置等業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで
- (4) 提案上限額 68,024,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
  - ※ただし、以下に規定する上限額（内訳）の範囲内で提案するものとする。
  - ア 中心市街地（別記1仕様書第5項第1号①～⑫に規定する施設）  
56,474,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
  - イ N i Q L L（別記1仕様書第5項第1号⑬～⑯に規定する施設）  
10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
  - ウ 関之尾公園（別記1仕様書第5項第1号⑰に規定する施設）  
1,550,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、イルミネーションの設置だけではなく、中心市街地、N i Q L L及び関之尾公園に来訪者を誘引できる魅力的なデザインや設置期間中の恒常的な稼働など、企画・管理の一体的な業務遂行が求められる。このため、芸術性・創造性などの高度な技術力、企画力及び経験を必要とする、都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第3条第4号に該当するため、通常の競争入札方式による価格競争ではなく、総合的な能力を事前に確認し、審査を行うことが可能な公募型プロポーザル方式での執行とする。

#### 4 事務スケジュール（予定）

内 容	日 程
選考委員会発足	令和 8 年 6 月 10 日（水）
公告日	令和 8 年 6 月 12 日（金）
参加表明書の受付	令和 8 年 6 月 12 日（金）から 6 月 26 日（金）まで
質疑の受付	令和 8 年 6 月 12 日（金）から 6 月 29 日（月）まで
質疑への回答	令和 8 年 6 月 17 日（水）から 7 月 3 日（金）まで随時
参加資格要件の審査・通知	令和 8 年 7 月 3 日（金）から 7 月 10 日（金）まで随時
技術提案書提出要請等の送付	令和 8 年 7 月 10 日（金）
技術提案書の受付期間	令和 8 年 7 月 10 日（金）から 7 月 17 日（金）まで
プレゼンテーション等の実施	令和 8 年 7 月 24 日（金）（予定）
優先交渉権者の選定・通知	令和 8 年 7 月 29 日（水）（予定）
契約締結日	令和 8 年 8 月下旬（予定）

※日程は変更となる場合があります。

#### 5 指名型か公募型かの別

##### 公募型

#### 6 参加資格要件

提案に参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本業務と同等程度のイルミネーション設置に関する業務において、実績を有する者。
- (7) 参加者又は協力事業者のうちいずれか 1 者について、電気工事士の資格者を従事させることができる者。
- (8) トラブル等が発生した際は、すぐに現場に駆け付けることが可能であり、迅速（おおよそ 24 時間以内）に対応完了できること。

## 7 提出書類等

### (1) 参加表明書

#### ① 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第3号）

(イ) 事業者概要（様式任意 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等）

(ウ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(エ) ①法人の場合：役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号）及び誓約書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号）

②個人の場合：誓約書兼同意書（同規則様式第2号）（個人の場合）

(オ) 印鑑証明書

(カ) 決算報告書（直近1年分）

(キ) 納税証明書（直近1年分）

a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）

b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※（ウ）から（キ）までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に記載されている場合は省略できる。

#### ② 提出期間

令和8年6月12日（金）から令和8年6月26日（金）まで

#### ③ 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く日（以下「平日」という。）とする。

#### ④ 提出方法

持参又は書留郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

#### ⑤ 提出部数

1部

#### ⑥ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年7月10日（金）までに通知する。

#### ⑦ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。

なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第6号）

(イ) 提出期限

令和8年7月17日（金）まで

(ウ) 受付時間

平日午前8時45分から午後4時30分まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 技術提案書

① 提出書類

(ア) 「別記2 中心市街地中核施設等、物産振興拠点施設及び観光交流拠点施設イルミネーション設置等業務 技術提案書作成要領」に留意し、「別記3 技術提案書標準例」を雛形として作成し提出すること。

(イ) 見積書(様式7号) ※内訳については任意様式

② 提出期間

令和8年7月10日(金)から7月17日(金)まで

③ 受付時間

平日午前8時45分から午後4時30分まで

④ 提出方法

持参又は書留郵便により、「13 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

⑤ 提出部数

正本1部、副本9部(副本は複写でも可とする。)

8 審査方法

(1) 選定委員会の構成

プロポーザル要綱第7条及び第8条の規定に基づき、中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託選定委員会を設置する。委員は、都城市の関係職員8人(商工部長、観光PR部長、商工政策課長、みやこんじょPR課長、商工政策課職員2名、みやこんじょPR課職員2名)で組織する。

(2) 審査方法

委員は、プロポーザル要綱第9条の規定に基づき、評価項目及び評価基準を定め、この評価項目及び評価基準を基に審査を行い、優先交渉者を選定する。

① 参加事業者が5者を超える場合には、次のとおりとする。

(ア) 第1次審査(書類審査)

a 技術提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。

b 第1次審査の結果は、参加者全員に速やかに通知する。

c 第1次審査通過者には、第2次審査(プレゼンテーション審査)を実施する。

- (イ) 第2次審査（プレゼンテーション審査）
  - a 技術提案書の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。
    - (a) 日程  
令和8年7月24日（金）予定（日程については別途連絡する。）
    - (b) 出席者  
1者6名以内
    - (c) 実施時間  
1者60分以内（うち、準備：10分間、プレゼンテーション：20分間、質疑応答：30分間）
    - (d) 貸出物品  
机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。
  - b プレゼンテーション審査の日程、開始時間、会場等は、第1次審査通過者に第1次審査の結果とともに通知する。
- ② 参加事業者が5者以下の場合には、次のとおりとする。
  - (ア) 技術提案書の内容について、プレゼンテーション審査のみを実施する（令和8年7月17日（金）を予定）。
  - (イ) プレゼンテーション審査の日程、開始時間、会場等は、参加資格要件審査の結果とともに、通知する。
- ③ 参加事業者が1者しかない場合には、審査委員会の各委員の持点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たなかった場合には優先候補者として選定しない。

(3) 評価項目及び評価基準

別記4「評価基準表」のとおり

(4) プレゼンテーション審査の結果通知

審査結果については、プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

## 9 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

優先交渉者（以下「受注者」）と都城市（以下「発注者」）の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

ただし、中心市街地（別記1仕様書第5項第1号①～⑫に規定する施設）、NiQLL（別記1仕様書第5項第1号⑬～⑯に規定する施設）及び関之尾公園（別記1仕様書第5項第1号⑰に規定する施設）について、それぞれ契約を締結するものとする。

### (2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号のいずれかに該当するときは免除とする。

### (3) その他

①契約代金の支払は、完了払（ただし、部分払1回を行うことができる。）とする。

②受注者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

### (4) 事業内容の変更又は事業の中止について

①やむを得ない理由等により本事業の内容を変更または業務を中止することとした場合に発注者は、受注者に通知するものとする。

②やむを得ない理由により本業務の内容変更又は中止することとした場合の支払額については次のとおりとする。

#### (ア) 変更契約が必要となる場合

発注者と本業務委託に係る内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

#### (イ) 本業務の中止をする場合

##### a イルミネーション取付業務着手前に本業務の中止をする場合

- ・イルミネーション取付業務着手前に解約の手続を行う。
- ・受注者は、施工作業着手までに要した費用が分かる資料等を発注者に提出する。
- ・発注者は、完了した業務について検査を行い、合格した場合は支払いを行う。

##### b イルミネーション取付業務着手後に本業務の中止をする場合

- ・受注者は、中止の決定通知までに要した費用が分かる資料等を発注者に提出し、協議の上支払い額を決定し、中途解約の手続きを行う。
- ・発注者は、完了した業務について検査を行い、合格した場合は支払いを行う。

## 10 実施要領等に対する質問及び回答

実施要領等の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第5号）を以下の要領で提出すること

### (1) 提出期間

令和8年6月12日（金）から令和8年6月29日（月）まで

(2) 提出方法

質問等は、質問書（様式第5号）に内容を簡潔にまとめ、電子メールにファイルを添付し、事務局に提出するものとする。

なお、電子メールの件名（Subject）には、「中心市街地中核施設等イルミネーション質問」と記載すること。また、メール送付後に事務局に対して電話にて送達確認を行うこと。

(3) 回答期限

令和8年7月3日（金）まで随時回答する。

(4) 回答方法

回答については当市ホームページに掲載し、個別に応募者への連絡は行わないので、当市のホームページを確認すること。

(5) 留意事項

第2号に示す以外の方法（電話等）による問合せ、質問等には一切応じないこととする。

11 資料の閲覧及び貸与

(1) 閲覧及び貸与場所：都城市役所 商工政策課及びみやこんじょ PR 課内

(2) 閲覧及び貸与期間：令和8年6月12日（金）から令和8年7月8日（水）まで

(3) 閲覧及び貸与時間：平日午前8時45分から午後4時30分まで

※事前に電話にて申込みを行い、来庁日時の調整を行うこと。

(4) 閲覧資料：中心市街地中核施設設計図書及び地域振興施設及び観光案内所設計図書

※コピー可とする。ただし費用は質問者の負担とすること。

(5) 貸与資料：令和7年度中心市街地中核施設等イルミネーション写真（DVD）

※コピー可とする。ただし費用は質問者の負担とすること。

12 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

① 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合

② プレゼンテーション審査に参加しなかった場合

③ 見積金額が、第2項第4号に規定する提案上限額を超えている場合

④ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

⑤ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

(4) 提出された技術提案書等は返却しない。

(5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

- (8) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (9) 現地説明会は実施しないが、屋上など一般開放されていないエリアの見学を希望する場合又は、別記 6 の在庫管理表に示す在庫を確認したい場合は、「13 応募・問合せ先」に電話にて申込みを行い、日程の調整を行うこと。ただし、電話での申込みは、令和 8 年 6 月 26 日（金）までとする。

### 13 応募・問い合わせ先

都城市商工部商工政策課 中心市街地活性化室

所在地：〒885-8555 宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

電話：0986-23-2983（直通） ファックス：0986-23-2658

E-Mail toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp

#### ※N i Q L Lに関する問合せ先

都城市観光 PR 部みやこんじょ PR 課 物産担当

所在地：〒885-8555 宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

電話：0986-23-2193（直通） ファックス：0986-25-6200

E-Mail bussan01@city.miyakonojo.miyazaki.jp

fanclub@city.miyakonojo.miyazaki.jp

#### ※関之尾公園に関する問い合わせ先

都城市観光 PR 部みやこんじょ PR 課 観光担当

所在地：〒885-8555 宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

電話：0986-23-2615（直通） ファックス：0986-25-6200

E-Mail kanko@city.miyakonojo.miyazaki.jp

ホームページ <http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>

※本実施要領に関するお知らせや情報提供は、原則として上記の当市ホームページにおいて行う。